# 省　令

**○総務省令第九十八号**

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百八十九号）の施行に伴い、科学技術研究調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

総務大臣　村上誠一郎

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令

科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （調査の対象）<br>**第四条**　科学技術研究調査は、次の各号に掲げるもの（以下「調査組織体」という。）について行う。<br>［一　略］<br>二　次のイからホまでに掲げる法人が出資するそれぞれ当該イからホまでに定める活動又は事業を実施する会社<br>［イ・ロ　略］<br>ハ　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第二項第二号ロの事業<br>［ニ・ホ　略］<br>［三～七　略］ | （調査の対象）<br>**第四条**　［同上］<br>［一　同上］<br>二　［同上］<br>［イ・ロ　同上］<br>ハ　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第二項第二号ロの事業<br>［ニ・ホ　同上］<br>［三～七　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

# 法規的告示

**○金融庁告示第九十二号**

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月一日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （金融商品取引業者等）<br>**第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。<br>［一～百十六　略］<br>百十七　株式会社ザイマックス不動産投資顧問<br>百十八・百十九　［略］ | （金融商品取引業者等）<br>**第一条**　［同上］<br>［一～百十六　同上］<br>［号を加える。］<br>百十七・百十八　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

# その他告示

**○法務省告示第百二十号**

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条の規定に基づき、公証人法第八条の規定により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する認証に関する事務を行わせる件（令和六年三月十一日法務省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ［略］<br>［前橋地方法務局中之条支局<br>静岡地方法務局下田支局］<br>［略］ | ［同上］<br>［前橋地方法務局中之条支局］<br>［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この告示は、告示の日から効力を生ずる。